

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

現場を巡回「安全体感車」

トラックの荷台が教室に早変わり

明電舎

特集Ⅱ

組織風土改革へアドバイス

川西由美子の「こころをつなぐ職場づくり」

ニュース

週休2日前提に工期設定

関係省庁連絡会議 建設業の過労対策で指針

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2290

2017

9 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
社会保険労務士永井事務所

所長

永井 康幸

第251回

夜勤者の代わりに非番の者が買出し中に被災

■ 災害のあらまし ■

A会社の工場労働者Bが、夜勤中の同僚Cの夜食を買いに自転車で出掛けた際、他人が運転する自転車と衝突し転倒した。Bはその日は非番だったが、Cが工場のセキュリティキーを持っていなかったため開錠に訪れた。夜勤者用の夜食がなかったことから、代わりに買出しに行ったという。この事故でBは、頸髄損傷、全身打撲などの傷害を負い、完治することなく症状固定し、身体障害者1級の後遺障害を負った。Bは労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付および休業補償給付などを申請した。

■ 判断 ■

唯一の夜勤者Cが工場外に夜食を買いに出掛けることは困難とし、BがCから依頼を受けて夜食の手配業務を行うことは、緊急性、必要性があり、A会社の労働者として合理的に期待された行為と判断。買出行為に業務遂行性を認め、**業務上災害**とした。

■ 解説 ■

Cは、指紋認証によるセキュリティシステムを解除することができないにもかかわらず一人夜勤を命じられた。このため、Cは、セキュリティを解除できる同僚Bを伴って出社した。夜食は、会社が用意を行っていたが、自分で弁当を購入することも、仕事の合間に購入に行くことも容認されていた。夜勤者のほぼ全員が、そのように夜食支給を会社の負担で利用していた。しかしこの日、夜食の手配は忘れられていた。そこで、CはBに夜食の購入を依頼し、Bは、これを了承した。

Bは、自転車で、A会社から約1 km離れたなじみのコンビニエンスストアに出掛

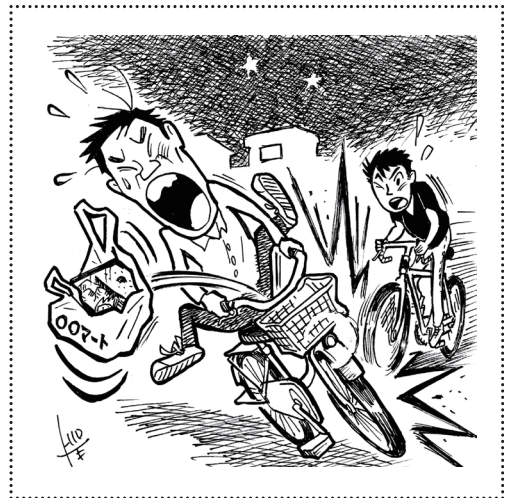
け、午後7時ころ、Cの夜食を購入した。そして、Bは、そこからA会社に戻る途中、同店から約30mの地点で、本件事故を起こし、救急車により病院へ搬送された。

業務災害といえるためには、労働者が労働契約に従って使用者の指揮命令ないし支配下にあること（業務遂行性）が必要である。負傷などの原因となった行為が、当該労働者の本来の担当業務や業務命令に基づくものである場合に業務遂行性が認められる。通常の業務運営上予定されていないような突発的な事態が発生した場合に、特別な業務命令なく行った自己の担当外の行為でも、当該行為が、業務運営上、緊急性、必要性があり、労働者として行うことが期待されるものであれば業務遂行性がある。

A会社が、夜食制度を実施していたのは、納期を厳守する必要上、夜勤の形態が半ば恒常化していたためである。夜食支給制度をとることが、経営上の合理性を有していた。夜勤者は、夜勤の際、夜食が用意されているものと考え、それを期待していた。また、A会社全体での夜食手配制度に加え、上司や自分が飲食店に出前を注文するか、あるいはコンビニエンスストアなどで食品を調達し、食堂の冷蔵庫に入れておき、夜食を準備することも許容されていた。そうすると、Bの買出行為は、客観的にみてA会社が行うべき夜食の手配を肩代わりしたことになる。

もっとも、夜勤者の夜食を手配することは、Bの担当業務でない。買出行為は、特別な業務命令に基づく行為でもない。買出行為に業務遂行性が認められるためには、A会社の業務運営上、かかる行為に緊急性、必要性があり、同社の従業員として期待される行為であることが必要である。

当日唯一の夜勤者だったCが工場外に夜



食を買いに出掛けることは困難であった。そうすると、Bは、夜勤当日、第三者に夜食の購入を依頼する以外に、夜食の支給を受けることは事実上不可能であった。すなわち、C以外の従業員が、Cの夜食を手配する業務上の緊急の必要性があった。このため、Cと同居する同僚BがCの依頼を受けて管理棟のセキュリティシステムを解除したことは合理的な行動であり、Bのかかる行動には、業務遂行性がある。

加えて、Cの夜食が手配されておらず、これを手配する緊急の必要がある事態に遭遇し、買出行為に及んだ。

コンビニエンスストアなどで弁当を購入するという行為は、単純で、誰でも行うことが可能なものであり、普段夜食を手配している会社の担当者にその旨知らせ、夜食を届けてもらうより、開錠という業務のため出勤し、それを終えたBが弁当を購入しに出掛ける方が簡易、迅速であり、人件費などの面で会社にとっても有利である。Bが、Cから依頼を受けて夜食の手配業務を行うことには、緊急性、必要性があり、A会社の労働者として合理的に期待された行為であり、業務遂行性があるとされた。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp